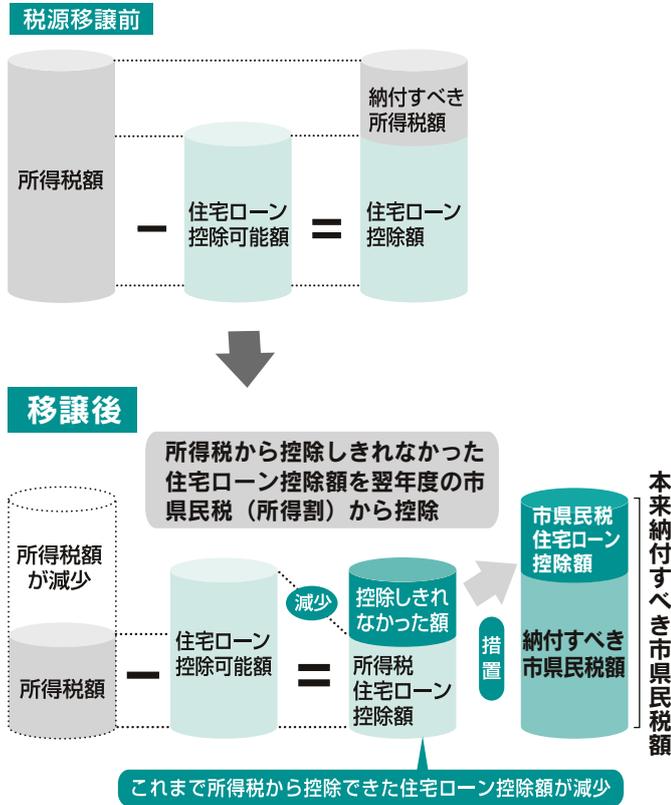


所得税から 住宅ローン控除額 を引ききれなかった方へ

**申告が
必要です!**

税源移譲により、平成 19 年分の所得税が減少したため、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれない場合があります。平成 11 年から 18 年までに入居した人に限り、税源移譲により減少した控除額について、平成 20 年度分以降の市県民税の所得割額から控除する経過措置があります。



●対象

次の①②のいずれかの要件を満たす人

- ①税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった人
- ②住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により、所得税額から控除しきれない住宅ローン控除額が増加した人

●市県民税の住宅ローン控除額

次のA②のいずれか少ない方の額

- A平成 19 年分所得税の住宅ローン控除限度額
- 税源移譲後の税率で算出した平成 19 年分の所得税額
- ②税源移譲前の税率で算出した平成 19 年分の所得税額
- 税源移譲後の税率で算出した平成 19 年分の所得税額

●申告について

その年の 3 月 15 日までに、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を、以下の書類とともに提出してください。(平成 20 年は 2 月 18 日～3 月 17 日)

【確定申告をする人】 確定申告書とともに**税務署**へ

【確定申告をしない人】 年末調整済みの源泉徴収票を添付して**税務課市県民税係**へ

(平成 20 年 1 月 1 日現在お住まいの市町村)

●その他の改正点 (平成 20 年度課税から適用)

●地震保険料控除が創設され、損害保険料控除が廃止されます

地震の備えに対する国民の自助努力を支援する施策の一環として、地震保険への加入を促進するため、「地震保険料控除」が創設され、火災保険を対象とする従来の「損害保険料控除」は廃止されます。

■対象 住宅や家財などの生活資産の地震保険料

| 控除内容 | 控除限度額 |
|--|------------|
| 地震保険料契約に関する保険料の 1/2 | → 25,000 円 |
| 【経過措置】 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険料については従来の損害保険料控除が適用されます。 ※ただし、地震保険料と長期損害保険の両方がある場合の控除限度額は 25,000 円です。 | → 10,000 円 |

●65 歳以上の人の、市県民税非課税措置廃止に伴う経過措置が終了します

「65 歳以上の人で合計所得金額が 125 万円以下の人」に対する非課税措置廃止に伴う経過措置が、今年度で終了します。このため、平成 19 年度では税額の 1/3 が減額されていましたが、平成 20 年度からは、減額がなくなり全額課税となります。

例 A さん 67 歳単身 (年金 200 万円) の場合
(平成 19 年度と 20 年度で収入が同額と仮定)

●市県民税所得割税額

【平成 19 年度】

31,300 円 (47,000 円 - $\frac{47,000 \text{ 円} \times 1}{3}$)



減額部分

【平成 20 年度】

47,000 円 (47,000 円 - 0 円) ※減額なし